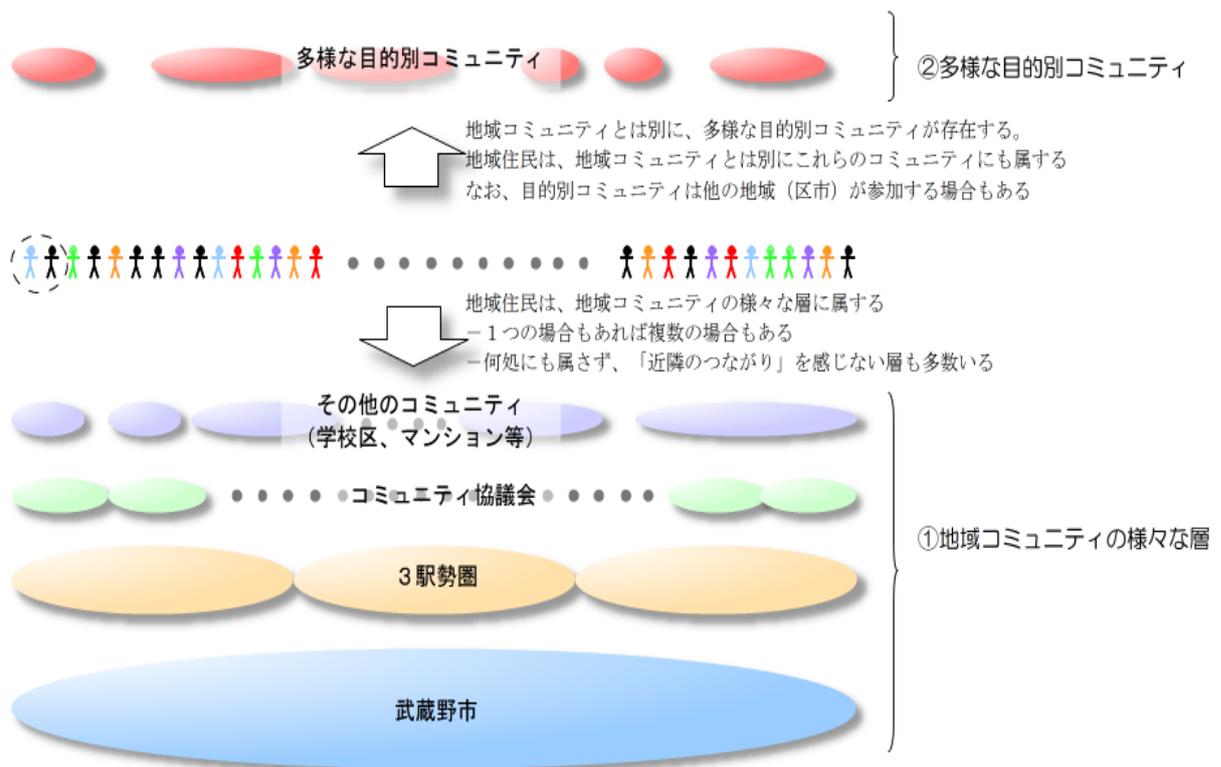


検討の論点（案）

～平成24年度「これからの地域コミュニティと
市民自治の検討のための基礎調査」報告書より～

【前提条件】

- ・ 武蔵野市の地域コミュニティは、図に示すように「武蔵野市（市域全体）」「3 駅勢圏（吉祥寺、三鷹、武蔵境）」「コミュニティ協議会（コミュニティセンターの区域）」「その他のコミュニティ（学校区、マンション等）」と様々な層から構成され、地域住民も様々な層を地域としてイメージしており、地域コミュニティの範囲は共有されていない。一方で、何処にも属さず、「近隣のつながり」を感じていない市民もいる。
- ・ コミュニティ条例では、コミュニティづくりの拠点としてコミュニティセンターを設置し、市は、そのコミュニティセンターの管理運営とコミュニティづくりの担い手としてコミュニティ協議会を指定している。引き続き、コミュニティ協議会がコミュニティづくりを行う公共的団体として中心的役割を担うことを期待し、現在の課題の整理と実現に向けた検討を行う。



論点 1 : 「コミュニティ」の定義

- ーコミュニティの果たす役割・機能（平常時は？災害時は？）
- ー地域コミュニティと目的別コミュニティの役割分担

論点 2 : コミュニティ協議会の役割の検討

- ・コミュニティ協議会の役割
 - ー地域コミュニティの中心として、具体的にどのような機能を担うべきか
 - ーエリアの設定についてはどのようにとらえるか
(重複している現在のエリアをどうするか)
- ・新しい役割を果たす上での適切な運営主体・方法はなにか
 - ー参加者の範囲を広げるか、強制的な参加形態をとるのか
- ・コミュニティセンターの運営主体としての位置づけをどうするか
 - ー指定管理者として位置づけるのか
 - ー運営主体としての役割とその他の役割を組織上分けるのか

論点 3 : コミュニティセンターの位置づけ

- ・コミュニティセンターの位置づけ（施設としての役割）
 - ー他の公的施設との役割分担も含めて
- ・コミュニティセンターの管理／運営方法
 - ー維持管理主体・方法や、運営主体について
- ・コミュニティセンターの設備・機能整備の方向性

論点 4 : 地域コミュニティと目的別コミュニティとの連携

- ー防災や福祉など地域性の強いテーマ別コミュニティについて、具体的な連携の内容や方法（個別の団体同士をつなぐ、関係団体が一堂に会する場を設けるなど）

論点 5 : 具体的な行政の役割

- ・具体的な行政の役割（支援の範囲）について
 - ーコミュニティ協議会への関与と支援の考え方
 - ーその他の地域コミュニティの形成について
 - ー地域コミュニティと目的別コミュニティとの連携について

論点 6 : 具体的な取り組み方策

- ー行政、市民等の具体的な取り組みの方策や役割分担など